

## 協議

## 平成20年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校教科用図書採択方針に係る協議について

平成20年度に県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び県立中等教育学校で使用する教科用図書は、下記の方針により採択するものとする。

## 記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各県立高等学校及び県立中等教育学校前期課程の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各県立高等学校及び県立中等教育学校前期課程における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。

## (理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号の規定に基づき、県教育委員会が県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）及び県立中等教育学校で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。